

# 用語の定義

第8回市民検討会  
資料④ 2014/08/28

用語	事務局案	その他参考事例
市民	<p>■大牟田市に住所を有する個人又は通勤若しくは通学する個人並びに市内に所在する法人若しくは団体をいう (大牟田市における市民と行政との協働に関する基本方針)</p> <p>■市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内を活動の拠点とする者をいう。 (大牟田市男女参画推進条例)</p>	<p>▼市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する個人をいう。 (八戸市協働のまちづくり基本条例)</p> <p>▼本市の区域内に居住し、通勤し、若しくは通学し、又は本市の協働に参画する者 (大津市「結の湖都」協働のまちづくり条例)</p>
事業者	<p>■市内において事業活動を行なう個人及び法人その他の団体をいう。 (大牟田市男女参画推進条例)</p>	<p>▼市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人をいう。 (八戸市協働のまちづくり基本条例)</p> <p>▼市内で事業活動を行なう個人又は法人をいう (田原市市民協働まちづくり条例)</p>
協働	<p>■まちづくりの主体である市民と行政とが、それぞれに自己の責任と役割を認識し、相互に補完し、協力し合うことをいう。 (大牟田市における市民と行政との協働に関する基本方針)</p>	<p>▼市民と市又は市民同士が相互に相手の特性を理解及び尊重し、共通の目的に向かい、責任と役割分担を明確にし、共に取り組むことをいう。 (山口市協働のまちづくり条例)</p> <p>▼市民等及び市がお互いに、その立場を認め合い、対等の関係で役割分担しながら、連携・協力して公共的又は公益的な課題に取り組むこと (射水市協働のまちづくり推進条例)</p> <p>▼市民等は相互に、市民等及び市は互いに、その立場を認め合い、対等の関係で役割分担しながら、連携・協力して公共的又は公益的な課題に取り組むこと、又は、環境を改善するための行動を自発的かつ協動的に起こすことをいいます。 (駒ヶ根市協働のまちづくり条例)</p>
市民活動	<p>■市民がまちづくりのために行うボランティア活動をはじめとする自由な社会貢献活動をいう。 (大牟田市における市民と行政との協働に関する基本方針)</p>	<p>▼市民が自主的に行なう公益性のある活動で営利のみを目的としないものをいう。 (八戸市協働のまちづくり基本条例)</p>